



## 水野さんが意見陳述

## 公正とは程遠い一審判決を弾劾!

## 強制年休、発症日、会社証拠の

## 信憑性について具体的に証言!

### 水野さん行政訴訟控訴審

水野さんが受けた日勤教育が原因で適応障害となったとして、労災認定を求め国を訴えている行政訴訟の控訴審が11月8日に開かれ、水野さんが意見陳述を行いました。

水野さんは、一審判決は会社を擁護することを前提としており、会社が不利となる証拠は検討せず、判決文を読んでも論理が成り立っていない箇所があると一審判決を弾劾しました。

また、会社が年休の強制を仕向けたことが録音記録から明らかになっているのに判決はそれに触れず、年休中の定時連絡も、「所在不明等にならないため」とか、「反省の深まりに鑑みれば業務指導の範囲内」と、会社側が言っていないのに裁判所が認定したため、今後もこのような手段で追い込まれる人が出てくると訴えました。

さらに、労災認定の判断の根拠の一つとなる発症日について、水野さんの主治医が書いた意見書は、水野さんの依頼で捏造されたと言わんばかりの判決文であったため、判決は主治医を侮辱していると怒りを込めて証言しました。

最後に、会社側証拠の信憑性について、井出助役は偽証しているのは明らかである。時系列等報告書を書いた日の超過勤務整理簿は、明らかに不自然な箇所があり、会社が偽造したもので間違いないと証言し、裁判官は真実は何かを見極め、憶測や形式的な判断ではなく、水野さん自身がどういう気持ちに陥っていったかを考えて判断してほしいと訴えました。



**判決：12月15日 13時15分～**